

用語解説

あ行

I A D L (Instrumental Activities of Daily Living)

手段的日常生活動作の意味で、電話の使い方、買物、家事、移動や外出、金銭管理など、高次な生活機能の水準を測定するもので、在宅生活の可能性を検討する場合、重要な指標になるとされている。

I C T インフラ

個人の健康・医療・介護のデータを医療・介護関係者等が共有できる仕組みや、産官学が多様な目的で活用できるデータベースの構築等、情報通信技術を利用したシステムの稼動・運用に必要となる社会基盤のこと。

I C T ツール

パソコンやタブレット端末等のコンピュータを利用したコミュニケーションツールのこと。

アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning : A C P)

人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組のこと。国において「人生会議」と愛称を付け、A C Pの普及啓発に活用し、認知度の向上を図っている。

茨城県地域医療構想

平成 26 年 6 月成立の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により改正された「医療法」に基づき、茨城県が 2025 年に向けた病床の機能分化・連携を進めるため、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに 2025 年の医療需要と病床の必要数を推計し定めたもので、茨城県保健医療計画の一部として策定している。

A D L (Activities of Daily Living)

日常生活動作の意味で、食事、着替え、排泄、入浴など、日常生活を営むために必要な基本的な動作の水準を測定するもので、介護の必要の有無、または介護の程度を判定する重要な指標になるとされている。

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

平成 27 年の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。

N P O (Nonprofit Organization)

民間性、非営利性、組織性がある市民活動団体のこと。N P O 法（特定非営利活動促進法）により、非営利活動を行う法人格を取得した団体をいう。

か行

介護助手

介護保険施設・事業所等において、介護職員をサポートする職種で、従来、介護職員が行ってきた、ベッドメイキングや食事の配膳、清掃や送迎などの間接的な業務を行う。

介護保険制度

介護を公的に支えるための保険制度のこと、65 歳以上全員と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者が対象になる。介護保険制度は、介護や支援が必要になった場合でも、能力に応じた自立した日常生活が送れるように、保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度であり、サービスの利用には要介護認定が必要となる。

介護離職

働き盛り世代が、仕事と介護の両立が困難となり、家族を介護するために仕事を辞めること。高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定者数も増加しており、働き盛り世代が介護者となる傾向が続くことが見込まれる。

買い物支援協力店登録制度

商品やサービスの配達（訪問）を実施する事業者を市で登録するとともに、サービス内容等をガイドブックやホームページにて広く紹介し、事業者と行政が協力して高齢者を支援、見守る取り組みのこと。

通いの場

地域の住民同士が気軽に集い活動等を企画しふれあいを通して「生きがいづくり」や「仲間づくり」を広げる場所のこと。介護予防、認知症予防にもつながる取組として推進されている。

管理栄養士

傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導，個人の状態等に応じた高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導や，特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理，これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う人のこと。

居宅介護支援事業所

在宅の要介護者に対する居宅介護サービス計画を作成し，サービス事業者との連絡調整等ケアマネジメントを行う，介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置する事業所のこと。要介護認定の申請代行も行う。

居宅サービス

訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護，特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，住宅改修等のサービスのこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ，利用者の希望や心身の状態を考慮して，ケアプランを立て，適切な居宅または施設のサービスが利用できるように，市町村，サービス事業者，介護保険施設等と連絡調整を行う人のこと。

ケアハウス

60歳以上で，自炊ができない程度の身体機能の低下があり，独立して生活するには不安があるが，家族による援助困難な人が対象の施設のこと。無料又は低額な料金で，日常生活上必要な便宜を供与する。

ケアプラン（介護サービス計画）

要介護認定を受けた人に対し，ケアマネジャー等がそれぞれの心身の状態を考慮して，サービスの種類や内容等，どのような介護を受けるかを決める計画のこと。要支援者は地域包括支援センターの保健師等が，要介護者は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが，それぞれケアプランを作成する。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインや深く悩んでいる人に気付き，声をかけ，話を聞いて，必要な支援につなげ，見守ることができる人のことで，「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

高齢者虐待

高齢者的心や身体に傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為。身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・介護世話の放棄、放任がある。

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

原則として、単身高齢者、高齢者世帯を入居対象者とし、一定のサービスを供給するため、生活援助員（L S A：ライフサポート・アドバイザー）が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、かつ、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅のこと。

高齢者の見守り協定（高齢者見守り活動等への協力に関する協定）

高齢者が安全に安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的として、高齢者の見守り活動等について市と民間事業者等が締結している協定のこと。民間事業者等は、市内の業務中において、高齢者に係る異変に気付いたときには市へ通報し、市は通報を受け高齢者の問題解消等への対応を行うこととなっている。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。床面積や提供されるサービスに登録基準等があり、登録・指導・監督は都道府県知事が行う。

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の各サービスのこと。その他、介護保険外の施設サービスとして、養護老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどがある。

小地域ネットワーク

ひとり暮らし高齢者が安心して生活できるように、日々の見守りを中心に病気などの緊急時の対応、日常的な相談相手となる協力員を地域社会の中で組織すること。

シルバーハウス

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人（社団法人）のこと。健康で働く意欲のある高齢の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としている。

住所地特例

被保険者が他市町村の施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合に、施設所在地の市町村ではなく、元の住所地（施設入所直前）の市町村の被保険者となること。

対象施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等で、主として判断能力が十分でない方を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。

た行

多死社会

死亡者数が増加し、人口が減少していく社会状況のこと。

地域共生社会

制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていく社会のこと。

地域支援事業

被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となつた場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のこと。①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業③任意事業がある。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

地域包括ケア「見える化」システム

市町村等の計画策定・実行を支援するためのシステムで、介護・医療の現状分析や介護サービス見込み量等の将来推計の抽出などを行うことができる。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域支援事業のうち第一号介護予防支援事業及び包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務等）などを一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるセンターのことで、本市では「おとしより相談センター」という通称名にしている。

地域密着型サービス

要介護者の住みなれた地域での生活を 24 時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内に、サービス提供の拠点が確保されるサービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等）のこと。

超高齢社会

全人口の中に占める 65 歳以上人口の割合が 21% を超えた状態をいう。なお、全人口の中に占める 65 歳以上の人口の割合が 14% を超えた状態を高齢社会という。

定住自立圏

人口が 5 万人程度以上、昼夜間人口比率が 1 以上など、一定の要件を満たす「中心市」と、中心市に近接し、住民生活等において密接な関係を有する「近隣市町村」が、1 対 1 の協定を締結して形成される圏域のこと。

茨城県央地域では、水戸市を中心市とし、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の 5 市 3 町 1 村からなり、7 分野 8 項目からなる協定を締結している。

な行

日常生活圏域

住民が日常生活を営む地域として、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件等を総合的に勘案して設定し、それに基づいて均衡のとれた介護サービスなどが提供されるようにしていく。設定の例としては、コミュニティ地域、小中学校区域、旧行政単位などがある。

日中独居

(介護が必要な高齢者に) 家族などの同居者がいても、日中は仕事などで全員が不在となるため、日中は実質的に高齢者の独居同然になっている状態のこと。

認知症

脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで、日常生活がうまく行えなくなる脳の病気のこと。主な症状としては、記憶障害や見当識障害、判断力の低下などがある。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する者のこと。市町村等が事務局となり、認知症サポーター養成講座を開催している。

は行

常陸太田・ひたちなか医療圏

茨城県地域医療構想において、地域における病床機能の分化及び連携を推進するための基準として定められた区域の1つで、茨城県保健医療計画の二次保健医療圏と一致するよう設定されており、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町、東海村の4市1町1村により構成されている。

常陸太田・ひたちなか保健福祉圏域

広域的な観点をもって施設整備や介護サービス等を見込むために、茨城県で定めた9圏域のうちの1圏域で、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町、東海村の4市1町1村で構成されている。

フレイル

加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態を示す *frailty* の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。フレイルは要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、適切な対策や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性がある。

ホームヘルパー

介護保険サービスの「訪問介護」を担う職種で、身体的・精神的に日常生活を送るのに支障のある高齢者や障害者に、その生活面でのサポートを行うために利用者の家庭に訪問し、サービスを提供する者のこと。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や行

要介護度

要介護度とは、介護の必要性の程度等を表す7区分のこと。「要支援1・2」は、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態、「要介護1」～「要介護5」は、常時介護を必要とする状態で区分される。

要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定のこと。認定によって介護保険の給付の量が決定するという点で、極めて重要な手続きであるため、公平かつ公正に実施されなければならない。

養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所する施設のこと。「環境上の理由」とは、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難な場合を指し、「経済的理由」とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市民税の所得割を課されていない場合等を指す。

ら行

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設のこと。